

脳神経生理検査データネットワークシステムおよび付随する機器の保守点検業務仕様書

京都市立病院における脳神経生理検査データネットワークシステムおよび付随機器の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、下記のとおり仕様書を定める。

記

1 対象機種

CNN システム・脳波計 (EEG-1200・EEG-1214)・筋電計 (MEB-2306)・エコースクリーン

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院

3 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

4 契約条件

(1) 業務の内容

ア 年1回の定期保守点検

イ 故障発生時の修理対応

(2) 実施要領

ア 乙は、点検実施予定表を令和3年3月末日までに甲の事務局契約担当へ提出すること。

なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう、甲乙協議のうえ、その都度決定することとし、その内容は速やかに事務局契約担当へ報告すること。

イ 乙は、標準作業書を常備し、従事者に周知すること。

ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。

エ 乙は、保守点検終了後速やかに、乙の所定の様式により実施結果の報告書を甲の担当者へ提出し、その内容についての確認を得たうえで、完了届を事務局契約担当へ提出すること。

オ 乙は本契約の対象機種に故障が発生し、連絡を受けたときは速やかに点検・調整・修理などを行うこと。

カ 故障の修理に時間がかかる場合等、甲の業務に支障をきたす場合は、別途協議のうえ対応すること。

キ 機器に関する取扱い、不具合、故障等の情報にういては関係部署へ積極的に情報提供すること。

ク 乙は、業務上知りえた個人情報について、漏えい・改ざん・滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。

(3) 本契約に含まれる費用の内訳

ア 定期保守点検に係る費用及びブロードバンドルーター等を含む費用

イ 契約期間中の緊急修理に係る費用及び交換部品を含む費用

(ただし、付随する機器および消耗備品は別途有償とする)

(4) 委託料の支払

甲は、契約期間終了後、乙の請求により、委託料を一括して支払う。

5 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。